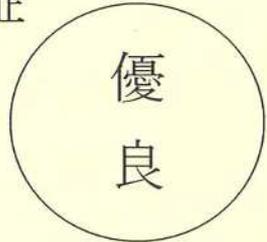


禁複写

許可番号09711028664

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
氏名 株式会社パブリック
代表取締役 川崎 佳日出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であること
とを証する。 第14条の2第1項

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 令和6年7月3日
許可の有効年月日 令和13年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動物性残さ ⑪ゴムくず ⑫金属くず ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑭鉋さい ⑮がれき類 ⑯ばいじん ⑰処分するために処理したもの（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり。

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下 余 白

備考

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 所在地：ア 香川県高松市香西本町1番17、1番119、1番123、1番125、1番126、1番128 以上
 イ 香川県高松市香西本町1番129、1番130 以上
 ウ 香川県高松市香西本町1番121 以上
 エ 香川県高松市香西本町1番154 以上

所在地	面積 (m ²)	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (m ³)	積み上げることができる高さ (m)	
1	ア	860	⑥⑦⑧⑨⑩⑫ ⑬⑭	1816.6	5
2	イ	130	⑥⑦⑧⑨⑩⑫ ⑬⑭	100	2
3	ウ	42.18	①②③④⑤⑥ ⑩⑫⑬⑭⑮	①⑮2.0	屋内にて容器による保管のため制限なし
				②③④⑤⑥⑩⑫ ⑬⑭21.6	
4	エ	220	⑥⑦⑧⑨⑩⑫ ⑬⑭	218.6	屋内にて保管のため制限なし
5		7.2	⑥⑬⑭	8.64	屋内にて保管のため制限なし
6		3.6	②③④⑤⑥⑦ ⑧⑫⑬⑯	3.0	屋内にて保管のため制限なし

※積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類は、下記のとおりとする。

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動物性残さ ⑪ゴムくず ⑫金属くず ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑭がれき類 ⑮ばいじん ⑯処分するために処理したもの（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
石綿含有産業廃棄物	3、5
水銀使用製品産業廃棄物	6
水銀含有ばいじん等	行わない。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成7年5月22日（当初許可）
 平成11年8月5日（更新許可）
 平成12年5月22日（更新許可）
 平成17年8月3日（更新許可）
 平成22年5月28日（更新許可）
 平成26年11月4日（優良確認）
 平成29年5月22日（更新許可）
 令和6年7月3日（更新許可）
 令和8年2月10日（代表者の変更に伴う書換え）

以上
 以下余白